

(案)

番 号
年月日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原子力研究所大洗研究所における廃棄物管理の事業の変更許可について
(答申)

平成15年12月12日付け平成15・11・19原第1号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の5第3項において準用する同法第51条の3第1項第1号及び第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認める。